

広報 **かわち**

人口と世帯

8月1日現在
 人口 11,797 (+4)
 男 5,621 (+2)
 女 6,176 (+2)
 世帯 2,681 (+4)

() 内は前月比

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

No161 1982. 8.15



毎年7月に行われる祇園祭——夏休みに入った子供たちは大喜びですが、ほとんどの家庭が兼業農家なので、お父さんたちは勤めを休んで操り出します。

「おみこしが田んぼを踏み荒している」と思ったら、これは豊作を祈願する意味があるそうで、昔から米づくりにかけてきた、村の祭りらしいコマです。

こうして御興は、一軒一軒の田んぼを踏みしだき、家内安全のためには生垣を突き破って、ねり歩きます。

—写真、長羊中上地区にて—

霞ヶ浦条例 九月施行

水質汚濁にひかる厳しい監視の目

昔から地域の人々に豊かな暮らしをもたらすとともに、固有の風土と文化をはぐくんでくれた霞ヶ浦。

この霞ヶ浦も、社会経済の発展に伴い自然の浄化作用が破壊されて水質の汚濁が急激に進んでおり、水質の汚濁がこのまま進行すると、将来、われわれおよびその子孫の生活と生産活動が重大な危機に直面することは必至です。このような状況をふまえ、将来にわたり快適で健康な生活と健全な地域の発展を確保するた

めには、わたしたち一人一人が何らかの形で霞ヶ浦の水質汚濁に係わっていることを認識し、あらゆる生活と生産の場を通じ、水を汚さない努力をすることが最も大切なことではないでしょうか。

霞ヶ浦の水質の悪化を防止し、環境の保全を図る「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」が、この九月一日から施行されます。これを契機に、美しい霞ヶ浦を取り戻す運動をわたしたちみんなの手で展開していきましょう。

霞ヶ浦流域と公共用水域（第二条一、二、三）

この条例の適用となる地域は、霞ヶ浦に流入する河川の流域で、霞ヶ浦の富栄養化に関係のある区域で、公共用水域とは河川、湖沼、港湾、海の沿岸部、その他の公共用水域、かんがい用水路などです。

ただし、終末処理場を設置してある下水道は公共用水域に含まれません。

富栄養化とは（第二条一四）

工場や家庭の排水、肥料や畜産の排水、水産養殖のえさなどに含まれているチッ素やリンが霞ヶ浦に入り、それを栄養分とするプランクトンなどの藻類がどんどん増え、水質が次第に悪くなることをいいます。

県及び市町村の責務（第三、四、七、八条）

県は、富栄養化を防止するための基本的、総合的な施策を実施することになっていいます。また、市町村が実施する事業や仕事について、県は市町村間の調整を行うことになっていいます。

市町村は、県の施策に応じ、それぞれの市町村の実情に見合った施策を進めることになっていいます。

県民の責務（第五条）

県民のみならずは、リンを含む洗剤を使うことをやめ、リンを含まない洗剤に切り換えるとともに、生活雑排水は沈殿分離などの処理をして流すことや、ゴミなどを霞ヶ浦や河川に捨てることのないように心がけてください。

また、県や市町村が行う霞ヶ浦を汚染から防ぐいろいろな事業に協力していただくことになっていいます。

事業者の責務（第六条）

工場や事業場では、排水に含まれるチッ素やリンを除いてきれいな水にしていくため、排水処理施設を作ったり、その他水を汚さない方法を講じて下さい。

たとえ条例に違反していても、できる限り環境を美しくするよう、できるだけ早くとも実行していただくとともに、県・市町村の実施する施策に協力していただくことになっていいます。

第二章 富栄養化の防止に関する基本計画

基本計画の策定及び公表・推進（第九・十条）

第一章 総則

目的（第一条）

この条例は、

県民と、県、市町村、各事業者が一致協力して霞ヶ浦の富栄養化を防止し、よくするものである。

霞ヶ浦（第二条一）

この条例では

「霞ヶ浦」とは霞ヶ浦、北浦、鵜

昨年十二月、霞ヶ浦の富栄養化防止に関する条例案が県議会で可決され、施行に際する細則が検討されるなか、流域住民による有リン洗剤追放キャンペーン、流域・流入河川のクリーン作戦といった運動が幅広く展開されています。こうした動きの中、当村においても県南水道の五十八年受水開始を控えて、運動が定着しつつあります。

同条例の九月一日施行にあたり、七章三十八条からなる条例のあらましを紹介します。





県は、霞ヶ浦の富栄養化の原因となっているチッ素・リンを減らすための基本となる計画を作り、県民のみなさんに知らせることになっています。なお、県は計画を作ったり変更しようとするときは、前もって茨城県水質審議会の意見を聴くものとしています。

第三章 工場又は事業場の排水の排出の規制

指定施設とは（第二条一五）これは第一章の内容です。

チッ素やリンを含む排水を出す施設で、規則で対象を定めています。

排水基準（第十一、十九、二十一条）

(1) 排水基準に適合させない水

にして流さなければなりません。また、排水状況をチェックし、記録しておく必要があります。

(2) 排水基準は五十七年九月一日から適用になります。

ただし、既存の工場は一年間猶予されますので、その間に処理施設の設置や改善をして下さい。

届出（第十二、十三、十四、十六、十七、十八条）

● 次の場合届出を（ ）

● 五十七年九月一日に、条例にいう指定施設がある工場・事業場は、必ず五十七年九月三十日までに届出下さい。

● 次の場合、六十日前までに届出を（ ）

- 指定施設の新設、増設
- 指定施設の構造変更
- 指定施設の使用方法変更



- 排水処理方法の変更
- 排水量、排水濃度の変更
- 三十日以内に届出を（ ）
- 指定施設を廃止した時
- 代表者が代った時
- 工場、名称、所在地が変った時

命令（第十五、二十条）

県は、工場、事業場が排水基準に合ったきれいな水にして流すように、指定施設の計画を変更するよう命令したり、指定施設の構造等を改善するよう命令します。

第四章 リンを含む家庭用合成洗剤の使用禁止

リンを含む家庭用合成洗剤とは（第二条七）……これは

霞ヶ浦を守るキャンベーン集会在、江戸崎小学校体育館を会場に行われ、内外の関係者をはじめ流域住民等約千四百人が参加、霞ヶ浦浄化にむけた住民運動の高まりを見せました。なお、当日予定されたパレードは雨のため中止されました。

第一章の内容です。

洗剤の容器に、リン酸塩（POとして〇〇%）が含まれている旨の表示のされています。

この表示は、家庭用品品質表示法に基づき義務づけられています。

使用・譲渡・販売等の禁止（第二十二、二十三、二十四条）

リンを含む家庭用合成洗剤に含まれるリンが、霞ヶ浦を汚す（富栄養化）大きな原因となっています。

リンを含む家庭用合成洗剤の使用、譲渡、販売等は禁止されます。

（使わない）霞ヶ浦流域内では、リンを含む家庭用合成洗剤の使用は禁止されます。流域内に住んでいる人も滞在者も、すべての人が使用を禁止されます。

（贈らない）霞ヶ浦流域内の人々にリンを含む家庭用合成洗剤を贈ったり、配付したりすることは禁止されます。流域内外を問わず、全県民に求められます。

（売らない）販売業者が、霞ヶ浦流域内でリンを含む

家庭用合成洗剤を販売することは禁止されます。

指示・命令（第二十五、二十六条）

(1) 県は、リンを含む家庭用合成洗剤を売っている店に対し、売らないよう指導します。

(2) 県は、リンを含む家庭用合成洗剤を売らないよう指導した店が、なおかつ売っている場合には、販売禁止の命令をします。

第五章 その他の窒素・リン含有物抑制等

農地への適性施肥と排水管理（第二十七条）

農地からの排水で霞ヶ浦を汚すことのないよう、肥料のやり過ぎや用水管理に気をつけましょう。

● 元肥を入れたら、田に水を入れる前によく土とまぜましょう。

● 代かき直後の強制排水はやめましょう。

● 肥料はやり過ぎないように適正施肥に心がけましょ

八月一日の「河川清掃の日」には、新利根川流域住民約三百四十人による河川清掃が行われ、新利根川両岸に散らばった空き缶やゴミなどが大量に回収されました。

う。

- 水のかけ流しはやめて、節水管理に心がけましょう。
- 家畜ふん尿の適正な処理（第二十八条）

● 家畜のふん尿は農地に還元し、河川などに流れ出さないように施設を整備しましょう。

● ふん尿の素堀池貯水はやめて、貯留施設を作りましょう。

● ふん尿は推肥化、乾燥化するなど、扱いやすく貯蔵しましょう。

● 魚類養殖の適正管理（第二十九条）

● 鯉の網いけすなどでは、養殖法の改善や養殖の管理

を適正に行いましょう。

● 生活雑排水の処理（第三十条）

● 台所の排水には、食品くずや残り油などを一緒に流さないようにしましょう。

● 台所の排水には沈殿マス、また、沈殿マスの沈殿物はくみ取って土に埋めましょう。

● 指導・助言及び勧告（第三十条）

● 県は、適正な施肥および

● 用水管理（第二十七条）家畜ふん尿の適正な処理（第二十八条）魚類養殖の適正管理等（第二十九条）生活雑排水の処理（第三十条）について、定めてあることが実現できるように、必要と思わ

れる指導、助言、勧告をすることができま

第六章 雑則

● 報告及び立入検査（第三十二条）

● 県は、排水基準に合ったきれいな水を流している、カリンを含む合成洗剤が売られていないかを調べるために報告を求めたり、立入調査をします。

● 県の援助（第三十三条）

● 県は、処理施設の設置、改善に必要な資金の融資、あつせんなどを行います。

● また、技術面の指導、助言も行いますのでご相談下さい。

第七章 罰則

● 次の場合には罰金がかかります。（第三十五、三十六、三十七、三十八条）

(1) 排水基準より悪い水を流し、計画変更命令や改善命令、販売禁止命令等に従わない場合。

(2) 各種の届出をしなかった。

(3) 県の求めた報告や県の行う立入調査を拒んだり、うそのことを言ったりした場合。

● 以上がこの九月一日より施行される霞ヶ浦条例の概要です。

台風情報にご注意

九月一日は『防災の日』です

いよいよ本格的な「台風シーズン」に入り、どちらのご家庭でもテレビやラジオの情報に聞き耳をたてておられることでしょう。先日の台風十号の影響による小貝川、利根川の増水では、流域各市町村が水防本部を設置し、昼夜わたぬ警戒体制で眠れぬ夜を過ごししましたが、このようなときに一番大切なのが正確な情報を早くつかむことだと思います。

「備えあれば憂いなし」災害情報に注意しましょう。

「進路予報表示」

が変更になります

● 台風情報は、防災計画を立てたり、心の準備をする上で必要な情報です。

● この台風情報の利用価値を

● 高めるため、気象庁では、昭和五十七年六月から「台風」の中心の進路予報表示を変更しました。

● 「予報位置を点で、点の誤差を円で示します」

● 後の台風は、二十四時間後、この中心の予報位置は、「×」と「○」を結ぶ線」というように表現し、テレビや新聞の図では円弧で示されています。

● これからは、十二時間後、

就業構造基本調査…10月1日

● 10月1日を中心として、全国で「就業構造基本調査」が行われます。調査の対象となったご家庭には調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

● この調査はこれまでほぼ3年ごとに行われており、皆さんの仕事の内容や仕事に対する意識などについてお尋ねするものです。調査で得られたデータ

は、国や地方の雇用に関する政策をはじめ、皆さんの生活にかかわる政策のための基礎資料として活用されます。

● なお、調査員をはじめ調査関係者が、調査で知った個人や世帯の秘密を漏らすことは法律で禁じられています。また、調査票は大勢の人のものを合せて集計され、統計として利用されます。このため、秘密は完全に守られますから、ありのままを調査票に記入してくださるようお願いいたします。



ご協力
ください



二十四時間後の最も確からしい子報位置を点で示します。また、この発表した位置にどのくらいの誤差があるかというのを円で示します。

この円は、最も確からしい位置を中心として描く円で、この円を「子報円」と名づけます。

〔子報円は暴風域ではない〕
従来の表示と新しい表示は下図のとおりです。

子報円を、暴風域や強風域の円形と混同しないように注意して下さい。

子報円は、台風の大きさを示すものではなく、中心の子

報位置の誤差の範囲を示すものです。

台風の中心は、最も確からしい子報位置を中心とする子報円の範囲内に入っています。

台風と同様に恐いのが、地震による二次災害です。

過去の例を見ても、大きな地震のときは必ずといっていいほど火災が発生しています。

地震発生—素早く消火を！

過去の例を見ても、大きな地震のときは必ずといっていいほど火災が発生しています。

そして、地震そのものによる被害よりも火災による被害のほうが大きいことが分かります。

約十万人の死者を出した関東大地震（大正十二年、マグニチュード七・九）も、火災が発生しなかったら、あれほどの大惨事にならずに済んだ

ためです。

▼大揺れの前の小さな上下動が初期微動を感じた段階で、早めに火の始末をします。

といわれています。

地震が起こったら火事を出ることも何よりも大切なこと

でも早期のうちに消し止めることが何よりも大切なこと



災害発生時の電話利用法

八月、九月は台風のシーズンです。

台風などの災害が発生すると、被災地に向けて全国から安否を気づかう電話やお見舞の電話が殺到するため、電話がつながりにくくなります。

このため、災害時の電話利用については次の点に心がけましょう。

◆ 儀礼的なお見舞や問い合わせの電話は、できるだけ控えるようにしましょう。

◆ 一度かけてつながらない」と続けてダイヤルしがちですが、そうすると一層かかりにくくなります。

◆ しばらくたってからかけ直すようにしましょう。

◆ 電話の設備は多くの人が使用するため、

▼火災は、その時の状況によって異なりますが、火元から周囲の可燃物（カーテン、ふすまなど）へ、さらに壁板から天井へと燃え移るまでには三〜五分かかります。大きな揺れは、普通、一分程度で取まり、それから消しては遅くはないので、あきらめず消火にあたります。

▼石油ストーブによる火災は、出火後二分程度以内ならば、はや程度で消火できることが実験で分かっていますので、あわてずに確実に消しましょう。

＊ 台風などで電話線が切れていたり、電柱が傾いているのを見かけたときは、すぐ一三番（故障係）へご連絡ください。

（写真）七月七日、藤代町大曲水防訓練が雨の中、陸上自衛隊も動員し、実戦さながらに展開されました。

各沿岸水害予防組合主催による

（写真）七月七日、藤代町大曲水防訓練が雨の中、陸上自衛隊も動員し、実戦さながらに展開されました。

お気軽に「相談を

「河内村結婚相談所」を開設

最近、農業など第一次産業に従事する若い後継者の結婚が深刻化し、大きな社会問題が多々見られ、安定した農家、

多くなりつつあります。

こうした状態は当村でも数



委嘱状を受ける石山さん



江口副所長さん



石山所長さん

農業後継者の育成の上で大きな障害となつています。同じ村では結婚相談所等の組織が次々に誕生し、住民間の仲人役を努める一方、稲敷郡においても、昨年、結婚相談連絡協議会が設立され、結婚難解消に向けて積極的な運動が展開されております。

また、役員の出選では、相談員の互選により所長に石山要さん、副所長に江口潔さんがそれぞれ選出されました。なお、結婚相談のお申し込みは、各地区担当の相談員事務局に直接お申し込み下さい。

結婚相談員さんです (敬称略)

- 〔金江津地区〕
鈴木 静 下加納一八八番地 六六一二〇〇四
江口 潔 金江津四〇八九番地 六六一二四六〇
郡司悦夫 十三間戸二一五番地 六六一三三三八
三浦霞八郎 金江津一五〇

- 一 番地 六六一二七四七
- 〔長竿地区〕
雑賀正幸 長竿三八七六番地 四一三一一五七
小倉喜美子 長竿二八〇番地 四一三二二二一
- 〔源清田地区〕
石山 要 源清田二四〇八番地 四一三二一〇〇
秋山よ志る 源清田八一四番地 四一三三三三二
- 〔生板地区〕
野沢 彰 生板七三六番地 四一三二一七〇
大野直子 生板五一四四番地 四一三二五一一
榎本昂一 竜ヶ崎町歩一一番地 四一三八八九
- ※ 詳しくは社協事務局 四一三二一一 内線47番へ



大健闘した金江津小学校チームのみなさんをバチリ。指導にあられた山本奥先生(右ハジ)と45番根本真樹、46番根根賢一、47番橋爪幸治、48番塚本紀幸の各正選手と控選手のみなさん。

得点差接近の大接戦

金小チーム惜しくも入賞逃す

十九回を迎えた「交通安全ことも自転車茨城県大会」はさる七月九日、水戸市を会場に開催され、県内二十四警署管内より二十五チームが参加して競技が行われました。水戸市民体育館で行われた同大会に竜ヶ崎警察署管内代

表として昨年に続いて二度目の出場を果たした金江津小学校チームは、二十三番目に登場。学校関係者や応援を受けつけた父兄の熱い期待を受け強豪チームを相手に二度目の出場チームとは思えない落ち着いた態度で日頃の練習の成

果を発揮し大健闘しましたが、水戸市チームをはじめとする上位の壁は厚く、中位の成績に終わりました。今大会は各チームとも得点が接近し、五位までは数点差、五位以下についてはコマ以下で順位が決まる大接戦。次回が上位入賞も、早くも期待が寄せられます。なお今回の優勝校は、昨年一昨年に引き続き石崎小チーム(水戸市)でした。



母親の中には、夕方早く帰宅し、日曜日はいうまでもなく平日でも、子供とよく遊んでくれる父親がい父親だと思っている人がいます。自分たちの子供だから、育児は二人の親が平等に時間を割くべきだと主張する人もいます。

このようなことを聞くと、子供が好きなのに仕事に追われて自宅にいる時間が少ない父親は悲しくなります。なかには罪悪感にとられる人も

多忙な父親

東京都立大学教授

託摩 武俊

たくま たけとし

男性の生涯で三十代、四十代というのは最も活力にあふれた充実した時期です。仕事の上でも重要な役割を果たすようになり、仕事そのものにも生きがいを見いだすようにも

なっています。この年代のときに毎晩六時過ぎには帰宅していき父親よりも、ときには深夜になってからでないと帰って顔が見ないのにそれができないことがあります。父と子供の接触は量よりも質が大事で

す。いつも自宅にいるが不機嫌な父親よりも、たまにしかないがそのときは好機嫌な父親の方がよほどいい影響を子供に与えます。平日が多忙な父親は、休日に十分子供と遊んでください。

子供は自分の父についてある印象をつくり、こんな人と

思っています。これは父から直接得た印象だけでなく、父の不在の折に母親が子供に夫のことをどう話すかによつて著しく左右されます。自分の夫のことを子供に悪く言う母親のもつていい家庭教育を期待するのは難しいことなので



県立下総農業高校に 農業機械科設置の予定

千葉県立下総農業高等学校(関根末松校長)に昭和五十八年度より農業機械科を設置することが千葉県産業教育審議会で決定され、同県教育委員会に設置についての答申がなされました。

千葉県立下総農業高等学校として文部省指定の県下唯一の農業高校で、農業科、園芸科、畜産科、生活科の四学科が設置されており、北総地域の農業後継者を数多く養成してきていますが、このた

び、一段と進んだ農業の機械化時代に対応するため、農業機械や自動車の整備士の養成をはかり、千葉県北部の農業振興とあわせて各産業界に資質の高い機械技術者を送り出すべく、同科の設置が進められてきたわけです。

なお、同科設置後の運営については、在学中に自動車整備士(カス三級)、農業機械整備士、電気・ガス溶接の資格を全員取得することを目標にカリキュラムの編成を進めています。

品集 『からだの不自由な 作募 ひとびとの作品展』

とき 九月三十日(水) ー
十月四日(月)

ところ 土浦市、小絹屋六
階催し物場

応募資格 県内に居住し、
心身に障害がある方

出品作品 絵画、彫型、書
道、写真、陶芸、手芸、
編物、木工、竹細工、
文芸等(盆栽、農作物

は除く)であつて心身障害者(児)が制作したものと
九月二日(木)ー三日(金)
までに役場住民課へ。
※なお、作品募集について
の詳しいことは
茨城県生活福祉部障害福祉課(☎〇二九二四二六八
九)へお問い合わせを。

応急手当の知識②

止血

わたしたちの体は一度にたくさん

の血液が失われると、非常に危険な状態に陥ります。ぜひ「止血法」(血を止める方法)を覚えておきましょう。

少しぐらいの切り傷や刺し傷なら、特別な処置をしなくても血は止まります。「血小板」は血液に含まれる「血小片」という成分の働きで、血液が固まるためです。

ところが傷口が大きかったり、深かったりすると、血がなかなか止まることがあります。そんなときに役立つのが「止血法」です。「止血法」には幾通りかの方法がありますが、基本的には、血の出てくる箇所を押さえて、血液が固まるのを待つというものです。

① 直接圧迫による止血
消毒したガーゼなどを直接傷口に当て、その上から手で強く押さえます。血の出ている箇所が手や足の場合には、体位をうまくとって心臓より高い位置に傷口を持っていくと、血が止まりやすくな

ります。
止血しながら、一方で他の部分の応急手当をしなければならぬときは、包帯や三角巾を使って傷口をしばります。

② 間接圧迫による止血
心臓の鼓動に合わせて血が出るときは、動脈を阻んでいる証で、出血は止まりにくいものです。

③ 止血帯による止血
①、②の方法で血の止まらないとき、手足の傷に限り、「止血帯」を使います。止血帯としては包帯、三角巾、手ぬぐい、緊急の場合にはネクタイやストッキングを

用います。ただし、あまり細いものは体に食い込むので避けましょう。

④ 圧迫による止血
止血帯は手や足の付け根に巻きつけます。三角巾や手ぬぐいを一〜二回巻いて軽く結び、結び目に棒などを差し込んで締め、おけるのは、手で一時間、足は三時間ぐらいが限度で、それ以上は危険です。医師に引き渡した場合、いつ止血が行われたか分かるよう、止血帯には止血を始めた時間を記入しておきましょう。

① 包帯を巻く



② 体を高くなる



③ 血が止まるまでねじる



④ 体を固定し時間を明記



止血帯による止血



止血帯は手や足の付け根に巻きつけます。三角巾や手ぬぐいを一〜二回巻いて軽く結び、結び目に棒などを差し込んで締め、おけるのは、手で一時間、足は三時間ぐらいが限度で、それ以上は危険です。医師に引き渡した場合、いつ止血が行われたか分かるよう、止血帯には止血を始めた時間を記入しておきましょう。

科学万博

県民運動推進マ
イク・運動推進マ
音頭歌謡 募集

(応募規定)

県民運動推進マ

▼内容 県民運動実践日

①科学万博を理解し参加しよう ②ふるさとをきれいにしよう ③親睦をあたたく迎えよう
の実現にふさわしい内容のもの

▼方法 ○小中学生 B

五版の用紙に作品一つを書き、末尾に学校、学年、氏名を明記して担任の先生に提出して下さい。
○高校、一般、官制ハガキに作品一つを書き、裏面に住所、氏名、年齢、職業(又は学校名)電話番号を明記し直接送付。標語の中から選んで下さい。

県民運動推進マ

▼内容 県民運動の輪を全国的にひろげ、県民一人一人がふれあい、親しみを持つようなマイクとしてふさわしいもの

▼方法 ○小中学生 ハガキ大の両用紙に作品一つ(以下標語に同じ)
○高校、一般、官制ハガキに作品一つ(裏面は標語に同じ)を書き直接送付
○マイクの大きさ 七×七センチ程度、黒一色(クレヨン、パスティル等は無効)
科学万博いばらき音頭歌謡の部

▼内容 科学万博をもちあげ、多くの人が口ずさみ踊れるような軽やかで楽しいもの

▼方法 四面以内とし、四〇〇字原稿用紙に書くこと。作品末尾に住所、氏名、年齢、職業(又は学校名、学年、電話番号)を明記。小中学生は担任の先生に提出(応募資格) 県内に住居するものに限らぬ。

【応募締切日】五十七年十月三十日(当日消印有効)

【送付先】小・中学校については関係教育事務所へ。高校、一般は直接先へ。
〒三三〇 水戸市南町3-1
4-157(水戸セントラルビル内) 茨城県国際博協協力県民運動課(☎〇二九二
24 九九七七・2614八七七)

茨城県救急医療情報コントロールセンターの

水戸 0292(41)4199

受付用電話番号が変更になりました



現況届を出し忘れると
年金の支払いが一時
差し止められます

救急医療情報コントロールセンター（水戸市笠原町字上組四八九番地、茨城県メディカルセンター内）は、昭和五十三年八月から茨城県が財団法人茨城県メディカルセンターに委託して運営しているもので、県内各地の約七百カ所の救急病院等をオンラインなどで結び、コンピュータ処理により、医師や空ベッドなどの情報を集め、消防本部や一般市民の求めに応じ、二十四時間体制で必要な情報を提供しているものです。

利用方法

① かかりつけの病(医)院がなかったり、診療に応じられる病(医)院がわからないときは、休日や夜間など、いつでもセンターに電話で問い合わせてください。た

だし、緊急の場合に限りま

② センターでは、照会のある病(医)院をお知らせします。

③ 案内を受けた方は、センターから示された病(医)院にあらかじめ電話をかけて診療についての確認をしてください。その際、傷病の状況などをよくお話しください。

④ センターの所在地は水戸市ですが、県内のどの地域からも問い合わせが出来ます。

なお、重症かつ緊急で救急車を依頼しなければならぬ場合は消防署（一一九番）に連絡してください。また、同センターでは医療そのものの相談には応じておりません。

国民年金の老齢年金・通算老齢年金を受けている方は、毎年、現況届をご自分の誕生月の末日までに提出していただくことになっています。現況届は、国民年金を受けている方が引き続き年金を受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。その手続きを怠ると、年金の支給を止められることがありますからご注意ください。現況届の用紙は、提出時期のおよそ一カ月前に社会保険庁から送られてきますので、必要な事項をご記入のうえ、役場（金江津支所）の窓口で証明を受けて、社会保険庁へ返送してください。住民課年金係

『県政教室』

参加者募集

ことしも、県南地方総合事務所主催による、「動く県政教室」が実施されます。

ぜひ、ご参加ください。

この教室は、「県民の日」普及事業の一環として一般

県民の方を県の施設等に案内し、県民の日および県政

に対する理解と認識を深めていただくことが目的です。

▲参加資格 十八歳以上

▲申込方法 官制往復ハガキに、住所・氏名・電話番号・年齢・性別

▲申込先 県内各住居

▲その他 小雨決行。昼食は各自持参のこと。参加者にはアンケート調査をお願いします。

▲申込先 官制往復ハガキに、住所・氏名・電話番号・年齢・性別

▲申込先 県内各住居

▲その他 小雨決行。昼食は各自持参のこと。参加者にはアンケート調査をお願いします。

▲申込先 官制往復ハガキに、住所・氏名・電話番号・年齢・性別

▲申込先 県内各住居

▲その他 小雨決行。昼食は各自持参のこと。参加者にはアンケート調査をお願いします。

▲申込先 官制往復ハガキに、住所・氏名・電話番号・年齢・性別

▲申込先 県内各住居

▲その他 小雨決行。昼食は各自持参のこと。参加者にはアンケート調査をお願いします。

◎第一コース（九月十七日実施）申込期限は九月二日

（二号車）阿見町役場前（八時発）→土浦駅前（八

時三十分発）→石岡駅前→公害技術センター→土浦

こども城→原子力センター→石岡駅前→土浦

9/6~12日は『下水道週間』です。

「青少年問題を考える」意見・提言募集

▼対象・課題

- ①中学生、高校生
- ②私が家庭や社会に望むこと
- ③私が自分自身に望むこと
- ④青年
- ⑤地域社会での私たちの役割
- ⑥一般
- ⑦青少年の育成

と大人の責務

- ▼応募資格 県内居住者、県内各学校の在学者、または県内事業所等の勤務者
- ▼募集期間 九月十日(金)
- ▼応募方法 四〇〇字詰原稿 用紙五枚程度 ※題名、

氏名、年齢、性別、職業

- (学生は学校名と学年)を明記のこと
- ▼応募・問合せ先 県総合県民室青少年担当(水戸市三の丸一五一三三八) ☎02922(21)8111(代表)

学生募集 防衛庁

防衛庁では、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生および看護学生の募集受付を十月から始めます。

大学進学を希望している方、将来自衛官になろうと希望している方は、ぜひ応募して下さい。

防衛大学校学生

将来、陸・海・空各自衛隊の幹部自衛官を養成する学校で、卒業後一年は幹部に、修業年数は四年間で、理工課程と人文系課程があり、在学中は月額五万六千九百円の期末手当が支給されるほか年三回の期末手当が支給され、授業料は徴収されません。

採用予定人員 約五〇〇名
 応募資格 高卒(見込み)
 受付期間 十月一日～十月二十三日
 医師である幹部自衛官を養成する学校です。卒業後医師、陸・海・空尉に任命されます。修業年限は六年。在学中は月額五万六千九百円の学生手当が支給されるほか年三回の期末手当が支給され、入学金および授業料等の費用は徴収しません。

採用予定人員 一〇〇五名
 応募資格 高卒(見込み)の二十二歳未満の女子
 受付期間 十月一日～十一月六日
 専ら申し込み、問合せ先 土浦地方募集事務所 ☎02998(21)6986

看護学生

看護業務の中心となる婦人自衛官(看護婦)を養成するため、近代設備の整った自衛隊中央病院内看護学院で三年間教育を受け、看護婦免許取得後二等陸曹に昇任します。

★ 皆さんのご家庭で、交通安全について話し合った内、応募締切日) 九月二十日
 安全について話し合った結果、応募方法等詳しいことは、役場総務課交通安全係(どうぞ)を実践していることなどに、

交通安全家族会議作文募集

皆さんのご家庭で、交通安全について話し合った内、応募締切日) 九月二十日
 安全について話し合った結果、応募方法等詳しいことは、役場総務課交通安全係(どうぞ)を実践していることなどに、

の二十二歳未満者
 受付期間 十月一日～十月二十三日

- 駅前(十六時十分着) → 阿見町役場前(十六時四十分着)
- (二号車) 牛久町役場前(八時発) → 以下コースは一号車に同じ
- ②(二号車) 牛久町役場前(十六時四十分着)
- ③(二号車) 谷田部町役場前(九時発) → 江戸崎町役場前(九時四十分発) → 東村役場前(十時十分発) → 常陸川水門 → 鹿島港湾事務所 → 住友金属(株)鹿島製鉄所 → 東村役場前(十五時十分着) → 江戸崎町役場前(十五時四十分着) → 牛久町役場前(十六時着) → 谷田部町役場(三号車) 伊奈村役場前 → 藤代町役場前 → 竜ヶ崎市役所前(九時二十十分着) → 新利根村役場前(九時十五分発) → 以下コースは同じ
- ④(二号車) 藤代町役場前(八時三十分着) → 以下コースは同じ
- ⑤(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑥(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑦(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑧(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑨(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑩(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑪(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑫(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑬(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑭(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑮(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑯(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑰(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑱(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑲(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ⑳(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉑(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉒(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉓(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉔(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉕(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉖(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉗(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉘(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉙(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉚(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉛(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉜(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉝(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉞(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㉟(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊱(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊲(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊳(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊴(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊵(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊶(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊷(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊸(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊹(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊺(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊻(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊼(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊽(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊾(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ
- ㊿(二号車) 藤代町役場前(九時十五分着) → 以下コースは同じ

『町づくり伸ばそうごう下水道』



お知らせ欄

8月の納税

村県民税 2期
国民健康保険税 3期
納付期限は8月31日です。

休日診療当番医

8月29日(日) 坂本(美)医院
江戸崎町 ☎02989-2-2627
9月5日(日) 稲敷病院
江戸崎町 ☎02989-2-1543
9月12日(日) 鴨下医院
江戸崎町 ☎02989-2-2619
9月15日(敬老の日) 大久保医院
桜川村古渡 ☎029894-2733
9月19日(日) 宇津木医院
江戸崎町君山 ☎02989-2-2307
〔診療時間〕 午前9時～午後4時
なお、都合により当番医の変更もあります。詳しくは、矢野英雄医師
☎02989(2)2127へお問い合わせください。

ポスターコンクール

茨城県では、県内各界の協力のもとに昭和53年から「茨城県産品愛用

運動」を進めています。この運動の一環としてポスターコンクールを実施しています。奮ってご応募ください。

- 〔応募要項〕
◎資格 県内に居住、または通勤(通学)する者
◎規格 4つ切(B3判)絵具は自由
◎締切り 昭和57年9月20日(月)必着
◎送付先・詳しいお問合わせは 水戸市三の丸1-5-38
「茨城県商工労働部観光物産課」
☎0292(21)8111 内線3372
※ 作品は自作未発表のもの。標語「県産品作って豊かなわが郷土」の文字を必ず入れること。

家出人相談所

警察では、家出人と身元不明死体の身元を捜すため、次により「家出人相談所」を開設します。この相談所では、全国の身元不明者に関する資料や記録を準備して係員が相談に応じます。お気軽にお越しください。
〔相談日時〕
8月24日・25日の2日間
午前9時～午後4時
〔相談場所〕
土浦警察署 ☎0298(21)1590

なお、当日都合の悪い方には休日を除く毎日、県警本部鑑識課(水戸市三の丸1-5-38、☎0292-24-2111 内線2475)で相談に応じています。詳しくは竜ヶ崎警察署、または最寄りの駐在所でお尋ねください。

交通事故のご相談はお気軽にどうぞ

専門の相談員が親身になってご相談に応じます。相談料は無料です。
◎相談日 月曜日～土曜日 午前9時30分～午後4時30分(ただし土曜日は正午まで)
相談担当者 横山金次
◎弁護士相談日 毎週水曜日 午後1時～4時
※ 詳しいお問合わせは (社団法人)日本損害保険協会 水戸自動車保険請求相談センター 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル4階
☎0292(26)1693へどうぞ。

「茨城の文化を考える」論文募集中

〔応募課題〕 ①風土と文化一より豊かな地域文化を築くために ②生活と文化一生きがいとやすらぎを求めて ③精神と文化一心のふれあいと郷土愛を育てるために ※いずれか一つを選択
〔応募資格〕 年齢15歳以上で、県内に居住している方、県内の学校に在学している方、または県内の事業所等に勤務している方
〔応募枚数〕 400字詰原稿用紙(B5版横書き)10枚程度 ※グラフ、図表等は本文に含む
〔応募締切り〕 8月31日(火)必着
〔応募・問合せ先〕 茨城県総合県民室文化振興担当 〒310 水戸市三の丸1-5-38 ☎0292(21)8111 内線2875

交通事故0%提言

自分の命は自分で守る

河内中交通安全全部
宮本孝司くん



No.17

交通事故というのはチョッと防止する不注意から起きるので、僕も6年生の時の遠足の帰り、飛び出して、事故に遭いました。頭がい骨陥没骨折というところで二週間ぐらい入院しました。警察では運転手が悪いことになりました。別に運転手がスピードを出し過ぎた訳でもなく、信号を無視した訳でもありません。飛び出した僕が悪かったんです。悪いなあ、と思いました。「飛び出し」「信号無視」「スピード違反」などは、自分自身で気をつけるしか方法はありません。自分の命は、自分で守る! お互いが注意し合い、交通事故をなくしましょう。